

〔照屋仁士議員 登壇〕

○5 番 照屋仁士君 それでは、一般質問初日、最後の番となりましたが、がんばっていききたいと思います。本 3 月定例会は、一年で一番重要な予算を審議する議会です。私も平成 23 年以降、6 回目の予算審議になりますが、毎回、限られた財源をいかに有効活用し成果が得られるか、提案された額面だけでなくその背景や運用を考えると、職員の皆さんの努力に敬意を表すと同時に、私たち議員も日ごろから情報収集や自己研鑽に努め、具体的な提案をしていかなければならないと改めて感じております。

さて、今回の質問は、本町でもすでに取り組んでいます国の制度改革への対応に絞って 2 点質問いたしますので、明快なご答弁のほどよろしく願いいたします。一問一答で行いますのでよろしくお願いします。

1 つ目であります。18 歳選挙権にどう取り組むかです。私も所属しております地域青年団の全国組織である日本青年団協議会（以下、日青協）では、労働や納税など社会生活の重要な場で事実上成人として社会的義務や責任を果たしている実態やすでに 18 歳選挙権を導入している国々が圧倒的に大きいといった世界の流れに鑑み、若者の政治参加を推進すべく 1972 年から同選挙権の早期実現を継続的に求めてまいりました。私自身も数年前に全国的な青年運動に携わってからは、毎年のように 18 歳選挙権実現の署名活動を展開し、請願への一助を果たしてまいりました。本町にも署名にかかわった青年が多数おります。しかしながら、実際に取り組まれるには諸々の課題があるとも併せて考えております。また、今回の公職選挙法の改正と連動し、今後、民法の成人年齢の引き下げ、少年法はじめ関連法はこの他、戸籍法や刑法など 200 以上にも上り、一つ一つの権利と義務、人権擁護の点では慎重な議論が求められます。さて、先に述べた日青協では、昨年 2015 年 7 月 6 日、18 歳選挙権の実現に伴う意見書を日本青年団協議会常任理事名で関係機関に提出いたしました。内容は 1 つ目に、学校教育で政治教育が確実に取り組まれること。2 つ目に、学校や地域、家庭、企業が相互に連携し補完し合い、支援する社会教育、青年教育の体制を整備すること。3 つ目に、政治倫理に基づく公正な選挙活動の 3 点であります。私もこのような若者の政治参画を促す立場から活動してきましたが、実際にはどう取り組まれるのでしょうか。男女に選挙権が与えられた 1946 年以来、70 年ぶりの選挙年齢引き下げですので、期待する一方でぜひとも投票率の向上も実現して欲しいと思いますので次のとおり質問します。（1）18 歳選挙権が、今年の 6 月 19 日に施行され、実際に参議院議員選挙から適用されます。国や県はどのような準備・取組を進めているかお知らせください。（2）本町で新たに対象となる有権者は何人かお答えください。（3）本町で進める取組はあるかお答えください。（4）18 歳、19 歳の投票率はどのように分析・公開されるのか教えていただきますようお願いいたします。よろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項 1 点目、18 歳選挙権にどう取り組む（1）についてお答えいたします。まず、国についての準備・取組です。総務省において、選挙人名簿システム改修に伴う補助金交付やポスターやチラシを作成し各都道府県・市町村へ配布を行い、新たに選挙権を得る者の利用が見込まれる施設等に掲示・配布するように各選挙管理委員会に依頼があります。また、文部科学省と連携して、高校生向け副教材を作成し、全国の学校や各市町村の選挙管理委員会に配布を計画しています。県については、啓発記念品を作成して街頭で配布したり、従来の取組である青年リーダー研修会を引き続き行うことで、若者の選挙啓発に取り組む計画であります。

（2）についてです。今年 2 月末現在、18 歳は、男 239 人、女性 201 人、計 440 人。19 歳については、男子 208 人、女子 194 人、計 402 人。合計で 842 人であります。

（3）についてです。18 歳選挙権に該当する 7 月の参議院議員選挙からは、国や県、各市町村の取組状況について情報収集を行うとともに、本町でも広報はえばるやホームページ及び電光掲示板等を利用し啓発に努めてまいります。

（4）についてです。今回の選挙人名簿システム改修により、年齢別で投票率を抽出することが可能となり、18 歳、19 歳についても同様に抽出することができます。これを基に、全体での割合を分析し、公開についてもいつどのような方法で行うかこれから調査・検討を行ってまいります。以上であります。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 それでは、再質問に移りたいと思います。まず 1 点目、国や県の施策について質問しましたがけれども、選挙ですので主に国によって決められて取り込まれるものだと理解しています。また、教育対象者は高校生ということで、これも県の主管ですので県の教育委員会が主体的に取り組んでいくものだと理解していますが、ただ、これは有権者が変わっていくということですので、今後、当然、町政運営にも反映されるものだと考えております。また、有権者にとっても一番身近な行政は、この南風原町の町行政であります。そのような観点では、国や県の施策を生かす方法であったり、または補完するような取組が必要ではないかと考えますが、それについていかがお考えかお答えいただきたいと思ひます。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長（選挙管理委員会事務局長） 比嘉勝治君 選挙管理委員会の事務局を担当しています僕のほうでお答えしたいと思います。ただいまの県選管及び国の状況からすると、特段、啓発運動にどうしなさいという指示等、今のところありません。ただ、先ほど答弁

がありましたように、ポスターやチラシの配布についてはきていますので、それは目の届く所、大きな施設等へ配布しなければいけないというのは対応していきたいと思っております。県選管においても、県教育庁とタイアップしてどうしようという予定は未定の状況です。そういう国・県の状況が出てきましたら、他の市町村含めて情報収集をしまして当町の委員会も対応していくという考えでおります。以上です。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。答弁では新たなポスター、チラシが国で作成されて、それが下りてくると、そして当然配布されるというそういった部分ではその施策は十分にやると。ただ、直近の答弁であったのは、全体像が見えないのでどの程度補完するのか、町としてはどういう運動をするかまだ見えていない、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長（選挙管理委員会事務局長） 比嘉勝治君 答えいたします。今、議員からあったとおりでございます。以上です。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 もう一方では、大事なものは教育分野の取組だと思います。答弁でもありましたが高校において副教材として総務省と文部科学省が作成した「私たちが拓く日本の未来」というような副読本、そして教員向けの指導要領というのが発行されて、これが活用されるとありますけれども、それについての授業時間数ですとか具体的な内容について把握していれば教えていただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長（選挙管理委員会事務局長） 比嘉勝治君 答えいたします。県の教育庁に確認しました。高校に対して政治的教養を育むための授業を実施するように県下の高校には依頼しているようです。ただ、今現在は、温度差がありまして特別運動に取り組むというような状況が見えてこないのが現状のようです。県選管で去年の 12 月、先生方を対象にして啓発の講演会を開きました。その講演会の際に、明治大学の藤井先生を講師にお招きしまして先生方への講演をしたのですが、その後、その講演に素晴らしいものがあったということでいくつかの高校で例えば具志川高校、中部農林高校の定時制の授業にその先生

をお招きしましてこれからの選挙について対象になる 18 歳、19 歳の生徒に向けて授業をしたという現状になっています。議員からもお話がありました「私たちが拓く日本の未来」という生徒用と先生用で教材が 2 つあるのですが、その中には投票の流れとか投票率について、選挙の種類という内容であります。県教育庁と高校との関係、現在の高校の対応方法はまだ検討の段階ですので、南風原町にある開邦高校、南風原高校については、直接電話をして聞いてみました。開邦高校については、倫理の時間で対応していきますと、南風原高校については一年生でも現代社会の中で対応していきたいし、三年生については政治・経済の授業の中で対応していくよう今度から考えていきますという返事をいただきました。以上です。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。直接学校にも問い合わせいただいたことですが、具体的な内容、時間数まではまだ見えていないといったような状況かと思いますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長（選挙管理委員会事務局長） 比嘉勝治君 時間的なものはおおまかな予想とさせていただいております。南風原高校については、年間 4、5 時間というお返事をいただきました。以上です。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。今年の 7 月に参議院議員選挙が予定されているなかで、なかなか取組が見えてこないといったような印象が、今の段階ではありますので、町としても私も少し補完するようなものがあってもいいのかと感じております。あとに続けたいと思います。

2 番目の質問で、対象となる有権者が 842 人とご回答をいただいております。具体的には 3 番目でありますけれども、先に続いて本町にも 842 人、県内でも約 3 万 3,000 人の方が増え、全国では 240 万人増えると言われております。本町も大事にしなければいけないのは、この 800 人の方に仕組みを伝えていくことだと思っておりますが、本町で進める取組についてであります。先ほどとも関連して広報はえばる、ホームページ、電光掲示板で啓発に努めるとご回答をいただきましたけれども、当然、選挙にかかわる費用は選挙費で予算措置がされていると思っておりますが、こういった啓発などにかかわる予算措置はどうなっているのか。また、私も若いときに明推協の委員もさせていただいた経験がありますけれども、明

推協の皆さんも意欲的に取り組んだり協議をされていると理解しています。こういった明推協をはじめとする普及・啓発にかかわる予算については、現在どのような措置がされているのか。単費持ち出し、国・県から下りてきているのか、具体的なところを教えてください。できればと思います。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長（選挙管理委員会事務局長） 比嘉勝治君 答えいたします。選挙の費用については、選挙管理委員会の費用と明推協（明るい選挙推進協議会）の費用、各選挙に関する費用等に分かれると思います。選挙管理委員会は、報酬や費用弁償になるのですけれども、選挙管理委員会の費用はもちろん単費です。明るい選挙推進協議会の費用もすべて単費です。あとの選挙に関する費用は、国の選挙でしたら国から、県の選挙でしたら県から補助金として入ってきます。今、この啓発についての予算化はどうかとご質問がありましたので、それに対しては、毎年のことですが明推協のほうで予算が需用費、消耗品で 10 万円計上があります。これは例年ですと成人式の日啓発用品として新成人の皆さんにお配りしている状況です。以上です。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。啓発とかそういったものは町の持ち出し分でやっているとのこと。何か行動とか会議をするにも予算措置というのは、莫大な予算がかかるものでもないですし、その内容にもよりますが、やはりそういった啓発予算関係についてもどういったものが効果的か勘案しながら研究を進めていただきたい。具体的にはもう少し増やしていただいたほうが活動もしやすいのかと思っております。ただ、今言うように基本的には国とか県が行うべき取組であります。答弁のなかではポスターの配布でしたり、県については県が啓発の記念品を街頭で配布する取組があるようですが、例えば国のポスターとか県のポスターとかそういったものをしっかり本町の南風原高校、開邦高校含めて配布されているか、街頭啓発についてもいつもパレットくもじ・県庁前での映像がニュースでやりますが、地方でも、本町でもやっていますよという取組など、もしかしたら他にもあるのかも知れないのですけれども国や県の取組を逆に本町に誘致したりそういった取組ができないのか、そこはどう考えるかお知らせいただければと思います。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長（選挙管理委員会事務局長） 比嘉勝治君 答えいたします。国・県、それ

ぞれ啓発事業を行うのは県選管であります。今議員のおっしゃったように、パレットくもじで行動を起こしているニュースをよくご覧になる議員の方々も多いと思いますが、これに関しては誘致と言うのですか南風原でそういった事業もやってくださいと言うことも可能性はあると思います。町の選挙管理委員会としても明推協としても県選管と相談しながら対応できるかどうか調査、検討していきたいと思います。以上です。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 今言ったとおり、お金の措置もないとのことでしたので少しでも本町の有権者に広く伝えるというような視点で、また明推協の日ごろの活動をしっかり支えるという部分でも引き続き検討していただきたいと思います。どちらにせよ県の取組の全体像が見え難いなかで、6 月には県議選、そのあとに参議院選挙ということで、県議選終了後でスケジュール的には 18 歳選挙権の啓発活動についても短期集中にならざるを得ないと思いますが、その点は本町の選管ないし明推協ではどのように取り組まれるのか。また、これからどのように投げ掛けるかも含めてお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長（選挙管理委員会事務局長） 比嘉勝治君 議員おっしゃるとおりです。6 月の県議選、7 月の参議院選挙まで期間が確かにございませぬ。この明るい選挙推進協議会がありますけれども、選挙ごとに活動は行っておりますが、今回から 18 歳からと年齢が下げられますので、有効的な活動はどういったものがあるかどうか情報収集は選管でもやらなければいけないと思っております。有効的な情報が入りましたら取り組んでいけるよう、調査しながら検討していきたいと思っております。以上です。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 この取組は非常に大事だと思います。4 番に移りますけれども、実は昨年末に県内の新聞でのアンケートによりますと、この 18 歳、19 歳の対象者の 70.7 パーセントが選挙に行くと言っていると思います。これは非常に高い数値ですので、いかにその参加意識のある方々を行動に結び付けるか、そういったことが非常に大事だと思いますし、実際に行われてからその後の分析も必要になってくると思いますので、分析・効果についてお聞きします。今回の答弁では、選挙人名簿のシステム改修で年齢別で投票率が出るようになったとのこと。それに基づいて 18 歳、19 歳も分析できることは非常に良いことだと思いますが、これまでの分析や公開の仕方はどうだったのかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長（選挙管理委員会事務局長） 比嘉勝治君 お答えいたします。これまでの年齢別の分析というのは、行っておりませんでした。と言うのも、平成 25 年まではそのシステムではできなかった状況があります。手作業による集計をしなければいけない状況だったということですね。それで全部の選挙をやってきたかと言うと、やってきておりません。平成 26 年の県知事、衆議院選挙からは入場券のバーコードの読取が可能になりました。それで終了後、年齢別の投票率も可能になってきておりますので、これまではやってこれなかったのが平成 26 年からは可能になってきている状況です。以上です。

公開について答弁が漏れておりました。公開については、以前はやってきていない状況ですので、今後についてはホームページ等の選挙管理委員会の欄を利用しまして開示していくかどうか。またもっと他に良い方法があるのかも含めて調査していきたいと思っております。以上です。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 システムで分析できるようになったというのは、非常にメリットだと感じております。公開についても進めていただきたいと思っておりますけれども、公開についてこの質問をする時にいろいろと調べてみました。そうすると、まず町のホームページで各課の案内というアイコンがありますけれども、そのなかには選挙管理委員会という項目がまずないのでよね。例えばヤフーのトップで検索してみたりいろんな方法を試したのですが、技術的な問題があるのかも知れませんが、選挙結果とか実際の有権者数とか投票率など個別には出てくるのですが総体的に調べ難いと感じました。そういった部分では、町民皆さんはじめ 70.7 パーセントというこの政治意識を持っている 18 歳、19 歳の皆さんにとっては、ホームページ、インターネットというのは非常に活用しやすいツールだと思いますので、そのへんの改善も含めて検討していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 本町のホームページなのですが、おっしゃるようにトップページから左側には施設の予約とか申請、町議会とかございます。下にいきますと目的で探すというのがあって、その「ふれあい」という枠のなかで「選挙」とあります。このへんもご質問が出てから広報の担当と話したのですが、少し分かりやすいようトップページを改良して対応してはどうかと、もしくは選挙の期間とかそういったときには常駐させるよう

にするなど見やすさについても改良を行いたいとのことでございます。今後、改良させていただきたいと思っております。ご質疑、ありがとうございます。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。技術的なところがあったと思いますけれども、私も探せないということは一般町民にも探せない方がいると思っておりますので、そのへんは今回の中身と手法について引き続きご検討していただきたいとお願い申し上げて終わりたいと思っております。

次の質問に移ります。まち・ひと・しごと創生総合戦略の目指す姿はというところでは。平成 26 年にまち・ひと・しごと創生法が制定され、各市町村にまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定と実施が義務付けられました。人口減少や少子高齢化、都市への一極集中の是正、地域の生き残りというその大義名分は理解できますが、それぞれの市町村では状況が大きく異なります。また、実際の施策もそれぞれに総合計画や長期計画を持って進められていることから、本町においてもこの計画の趣旨は尊重しつつ具体的な取組についてはしっかりと制度的に優遇される部分を読み取って活用を図らなければならないと考えます。その観点で次のように質問いたします。1 つ目に、総合戦略は人口ビジョンを裏付けることが目標かお答えください。2 つ目に、国の施策は各省庁にまたがり多岐にわたります。これまでの補助事業（国・県）との関係性や違い、また補助率などはどうなるかお答えください。3 つ目に、第五次南風原町総合計画へはどう反映されるのかお答えください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 では、質問事項 2 点目、まち・ひと・しごと創生総合戦略の目指す姿（1）についてお答えします。創生総合戦略は、住みよい環境を確保し将来にわたって活力ある地域社会を維持し、本町の人口ビジョンを実現することを目標としております。ご質問のとおりであります。（2）についてです。地方版総合戦略の交付対象とされているのは、自治体の自主的・主体的な取組で、先駆的な事業とした新型交付金とされ、補助率は 2 分の 1 との情報を得ていますが、これまでの補助事業との違いや実施時期等について現時点ではその詳細について示されておりません。（3）についてです。総合計画は、町の総合的な振興・発展を目的とするもので、その範囲はより広範囲になります。現在策定中の第五次南風原町総合計画においても、まち・ひと・しごと創生総合戦略の目的を達成するための施策については、両計画の整合性を図りつつ計画へ反映させてまいります。以上です。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 1 点目から再質問したいと思いますが、この総合戦略が人口ビジョンを裏付ける目的として本町でもこのように策定されているとご答弁をいただきました。先だって、南風原町の人口ビジョン素案もこのようにご提示いただきました。この人口ビジョンでは、さまざまな分析、アンケートが盛り込まれていて、本町の将来人口が推測されています。この人口ビジョンの策定にあたっては、どのような経過で策定がなされたのか、また国・県においての取組は、国にも県にも人口ビジョンがあると思いますが、このへんとの比較も併せてお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 企画財政課長。

○企画財政課長 島袋 健君 ただいまのご質問にお答えいたします。本町では策定にあたり内部機関といたしまして南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部及び幹事会、作業部会を設置し、そこで素案を作成して外部機関でありますまち・ひと・しごと創生総合戦略審議会への諮問、そして審議会からの答申を経て策定いたしました。国においても、まち・ひと・しごと創生本部において、2060 年に 1 億人程度の人口確保を掲げた長期ビジョンと創生総合戦略の素案が策定され、平成 26 年 12 月に閣議決定されております。沖縄県においては、平成 26 年 3 月に策定された沖縄県人口増加計画に施策の拡充などの改定を行い、平成 27 年 9 月に沖縄県版まち・ひと・しごと創生総合戦略として策定されております。以上、回答といたします。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。まず、今質問をしたのは、この人口ビジョンです。庁内の推進本部である、まち・ひと・しごと創生の推進本部というような表現がありましたけれども、人口ビジョンについてもこの庁内の創生推進本部のなかで議論して作っていったと、それを外部委員会にかけてというような成り立ちでよろしいですか。総合戦略と混ざっているような印象もあるのですが、この人口ビジョンも同様な作り方でしょうか。

○議長 宮城清政君 企画財政課長。

○企画財政課長 島袋 健君 それではお答えいたします。人口ビジョン、総合戦略とも同じ手法で策定いたしました。補足といたしまして、人口ビジョンに関しましては国の外郭団体であります国立社会保障・人口問題研究所が推計したものを基準に本町独自の推計パターン 1 に直近の合計特殊出生率 2.09 というのがございますので、それを仮定した推計

値。そしてもう 1 つはアンケート等によりまして合計特殊出生率 2.58 という数値がありましたので、それを使った場合ということで 3 つのパターンで比較・推計させていただきました。そのなかで本町における推計パターン、実績値に基づく出生率、合計特殊出生率 2.09 を維持していったら、2060 年には 4 万 1,700 人程度を維持する、増え続ける人口ビジョンとさせていただきます。以上、回答です。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。この人口ビジョンの中身を見て、私も県外に行くことも多いので、県外の市町村、いろんな町の人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生戦略を見る機会を作って勉強してきましたが、多くの県外市町村ではやはり人口減少という大きな課題があって、そういった計画のなかでも少し希望的観測とかまたは将来予測が逆に厳しいといったことが多いなかで、本町の人口ビジョンを見たときにある程度硬い数字だという印象を持っているわけです。それで作成方法について聞いたわけですが、先に聞いたある程度硬いという、だいたいこうなるだろうなというような人口ビジョンと併せて、まち・ひと・しごと創生総合戦略素案をいただいておりますけれども、結果的には人口を下支えするためにこの総合戦略を作っているという理解です。このなかではさまざまな数値目標といったものも出てまいります。まち・ひと・しごと創生総合戦略の特徴的な部分もご説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 企画財政課長。

○企画財政課長 島袋 健君 お答えいたします。まさに議員おっしゃいましたように、本町の特徴といたしましては、全国的に人口減少に転じていくなか本町は決して減少に転じることなく 2060 年まで微増ながら増え続けていくビジョンを掲げさせていただきました。そういったなかでまず国では基本目標を 4 つ掲げております。1 つに地方における安定した雇用を創出する。2 つ目に、地方へ新しい人の流れを作る。3 つ目に、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える。4 つ目に、時代に合った地域を作り、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する。それに対しまして本町では目標を 3 つとしています。1 つ、若い世代の子育て環境を整え教育の充実を図り子育てしたい町として選んでもらえる。2 つ目に、地域に根差した産業を育成し安定した雇用を創出する。3 つ目に、安全・安心な暮らしを実現し、住み続けたいと思える地域を形成する。国の掲げております地方へ新しい人の流れを作るというところに関しましては、本町ではこれまでどおりの子育て支援や住みよい住環境づくりを進めるなかで自ずと社会増へつながるものと考えて、そのへんが本町の戦略の特徴だと言えらると思います。以上、回答といたします。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。内部で非常に努力されて策定されたのだなと思います。中身については評価するところです。実際にこの人口ビジョンを支えるために、本町は継続的に増加していく、減少に転じないというようなものを下支えするために、まち・ひと・しごと創生総合戦略にかかわる施策を展開しなければいけないわけですが、2 番に移りますが予算的配分ですとか事業が非常に大事になってきます。国の示している予算額を見ますと、平成 28 年度の地方創生関連予算で合計 2 兆 5,503 億円、その内訳として 1 つ目には地方創生深化のための新型交付金が 1,000 億円、2 番目に総合戦略等を踏まえた個別施策が 6,579 億円、3 つ目に、まち・ひと・しごと創生事業費として 1 兆円、4 つ目に社会保障の充実に 7,924 億円で合計 2 兆 5,503 億円という膨大な予算が付いております。この 1 から 4 の条件ですとか予算額を見て、これをどう本町町政に生かしていくのか考えた場合、この人口ビジョンや、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することで得られる補助金等があるのか。もしくは策定をしなければ得られなかった事情等があるのか。そのへんの状況を教えていただければと思います。

○議長 宮城清政君 企画財政課長。

○企画財政課長 島袋 健君 お答えいたします。先ほどの答弁とも重なる部分がありますが、まず今回この総合戦略を策定することで得られる補助金等があるかに関しては、新型交付金は総合戦略の策定が必須になるようです。策定しないと得られない補助金も現時点ではこの新型交付金で、策定が条件かつ地域再生計画等も策定して、それを内閣総理大臣が認定した事業が新型交付金の交付対象となるというのが現在のところ示されている状況となっております。以上、回答といたします。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。最初の副町長の答弁でもありましたが、この新型交付金というものは計画策定が条件になっているというような答弁だったかと思えます。この新型交付金とは、先の答弁で補助率が 2 分の 1 と回答がありましたが、私が示したとおり 1 番の地方創生深化のための新型交付金総額 1,000 億円という予算が示されているわけですが、2 番目の総合戦略を踏まえた個別施策ですとか、まち・ひと・しごと創生事業、社会保障の充実といったもの、それ以外の大半の 2 兆 4,000 億円あまりがあるわけですが。それについての活用とか、補助率、そのへんの情報は入っているのでしょうか。教えていただければと思います。

○議長 宮城清政君 企画財政課長。

○企画財政課長 島袋 健君 現在のところ、先ほどから出ております新型交付金以外、確かに個別の施策の交付金、まち・ひと・しごと創生事業費、社会保障の充実というように示されてはいるもののどういったものが対象になるとか具体的なところは、先ほどから出ている新型交付金以外は示されていないのが現状であります。以上が今得ている情報であります。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。調べて4項目挙げましたけれども、その下にも省庁ごととかいろんな紐が付いているわけです。そういう部分では、沖縄県に一括交付金が導入されたときにこれまでの事業との整合性や掛替え・組替え、そういったものもあります。そういったなか分かっているだけで新型交付金2分の1ということで、それ以外は見え辛い状況であります。非常に今回苦勞されて、外部委員にもご協力いただいて人口ビジョン、この総合戦略が出来上がろうとしているわけですがけれども、内容は本当に素晴らしいものだと思います。一方では実際にその事業に移していくときに少しまだ具体性に欠けるかということが懸念されます。これについては引き続き調査・研究をして、できるだけ活用を図れるようにしていきたいことはお願いしたいと思います。

3つ目に移ります。そういうなかでは、まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されたからといって、世の中がばら色に変わって予算がたくさん下りて、本町の人口がたくさん増えるといった状況にはまず今の段階はないと私は理解しています。今ちょうど策定中の第五次総合計画についてどう反映されるのかといった点が非常に大事だと思います。答弁のなかでもこの両計画の整合性を図っていくとありましたけれども、第五次総合計画にも住民会議が設けられて、10回前後の議事録がホームページにアップされていました。その具体的にまち・ひと・しごと創生総合戦略と総合計画をどうリンクさせるのか手法とか現状がありましたらご報告いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 企画財政課長。

○企画財政課長 島袋 健君 ただいまのご質問にお答えします。第五次総合計画の住民会議がどのように影響するのか、反映させるのかということだと思いますが、実は昨日も11回目の住民会議を開催しました。そのなかで今回、南風原町人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略も限られた時間ではあったのですが紹介させていただき、今回はたたき台ではありますが次年度以降それが基本計画等に移っていきますので、それには今回策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた施策等も整合を図りつつ反映させていく

平成 28 年第 1 回定例会一般質問 1 日目

ものですよということで紹介をしております。昨日は紹介程度に留めて、具体的な取組、反映方法についてはこれから詰めていきたいと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 この人口ビジョンと総合戦略も中身は硬いなという印象があると申し上げましたが、非常な労力と色々な分析を基に策定されていると評価するところであり、そういった部分ではぜひとも総合計画に生かして、国とか県の状況はまだ分かりませんが、本町の施策については前向きに進めていくことが求められます。またもう一方で、今進められています第五次総合計画においては、第四次総合計画の分析と反省も引き続き行っていただきたいと思います。この総合戦略では少し硬い数字を目標として掲げていますが、第五次総合計画においては総合戦略より少しでも高い目標設定と実効性を担保して欲しいと思いますがいかがお考えでしょうかお答えください。

○議長 宮城清政君 企画財政課長。

○企画財政課長 島袋 健君 お答えいたします。目標設定等については、適切な目標設定と実効性の確保に努めてまいります。以上、回答いたします。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 分析、たいへんご苦勞様です。また、第五次総合計画の策定にがんばっていただきたいとお願い申し上げて終わりたいと思います。

○議長 宮城清政君 以上で、一般質問は全部終了しました。本日は、これにて散会いたします。お疲れ様でした。

散会（午後 2 時 49 分）